

## ○駐在所長等の指名について

平成18年3月27日

山口生地第102号

### 1 指名

- (1) 警察本部長は、駐在所の勤務員を駐在所長等に指名するものとする。
- (2) 複数の勤務員を置く駐在所においては、勤務員のうち上位の階級にある者を駐在所長に指名し、駐在所長以外の駐在所長代理に指名するものとする。ただし、勤務員が同一階級である場合においては、先に現階級へ昇任した者を駐在所長に指名するものとする。

### 2 解除

駐在所長等に指名された者に人事異動が発令されたときは、当該指名は解除されたものとする。